

令和 3 年 度

教育委員会定例会（8月）議事録

四條畷市教育委員会事務局

1 開催日時・場所

令和3年8月19日(木) 10時00分から10時30分まで
四條畷市役所 本館3階 委員会室

2 出席委員

教 育 長	植田 篤司
教育長職務代理者	山本 博資
委 員	竹内 千佳夫
委 員	佃 千春
委 員	河田 文

3 事務局出席者

教 育 部 長	阪本 武郎	教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	木村 実
教育部副参事兼学校 給食センター所長	賀藤 久道	学校教育課人権教 育・教科指導担当課 長兼教育センター長	花岡 純
教育総務課長	板谷 ひと美	生涯学習推進課長	安田 美有希
青少年育成課長	勝村 隆彦	教育部上席主幹兼主任 (生涯学習推進担当)	村上 始
公民館長兼主任	神本 かおり	図書館長兼主任兼田原 図 書 館 主 任	田中 学
総 務 部 施設再編室課長	北田 真一		

4 議事録作成者 教 育 総 務 課 井上 裕可

5 付議案件

議案 第18号 四條畷市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定
について(令和3年7月定例会からの継続)

その他 四條畷市公共施設再編検討会の検討状況について
新型コロナウイルス感染拡大防止に関する対応について

植田教育長

只今から、8月の教育委員会定例会を開催いたします。
四條畷市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、議事録署名者の指名を行います。
本日の議事録署名者は、山本教育長職務代理者をお願いいたします。
それでは議事に入ります
議案第18号 四條畷市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定についてを議題といたします。
なお、本議案は7月定例会からの継続審議となります。
事務局から本件の内容説明を願います。

木村教育部次長兼
学校教育課長

議案第18号 四條畷市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定についてです。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項の規定により、四條畷市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則を制定することについて議決を求めるものです。
提案理由といたしましては、令和3年7月教育委員会定例会において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項の規定に基づき設置する学校運営協議会に関し、必要な事項を定める規則を制定するため、本案を提案したが、継続審議となったため、内容の再検討及び修正を行い、再提案するものであります。

前回の議論を受け、修正した6点について説明させていただきます。規則案をご覧ください。

まず1点、第4条の委員の任命についてです。前回人数のことについてご指摘いただいたことを受け、内容を整理し、協議会の委員は、次に掲げる各号のうちから構成し、校長の推薦により、教育委員会が任命する。協議会の委員は5人以内とし、次に掲げる一号から四号に該当する者を少なくとも各1人以上を含めるものとする。ただし、教育委員会が前条により、2以上の学校について1の協議会を置く場合においては、協議会の委員は12人以内とし、次の一号及び二号に該当する者を各校から各1人以上含めるものとする。とさせていただきます。

次に2点め、第5条の承認についてです。承認内容が教育課程の編成になると動きにくいのではというご指摘を受け、承認内容を、(1)学校経営計画における学校経営方針、(2)学校経営計画における中期目標と変更しています。

3点め、第6条の学校運営等に関する意見の申出について、学校長の権限、関与が見えないとのご指摘を受け、教育委員会に対して意見を述べるときは、第2条に規定する趣旨を踏まえるほか、対象学校の校長の意見を尊重の上、校長を経由して行うものとする。を付記し、加えて、第2項でも、なお、教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聴取の上、校長を経由して行うものとする。を付記しています。

4点め、第8条住民参画の促進等のための情報提供につきましては、第2項の2において、生徒、児童となっていたところを児童、生徒に変更しています。

5点め、第14条の会議の公開については、4 協議内容が個人のプライバシーに関する情報等の場合は非公開とする。5 会議を公開することにより、会議の目的が達成できないと会長が判断する場合は、非公開とすることができ。を追記しています。

最後に6点めです。第17条において、庶務として審議会の庶務は学校において処理をすることを追加しております。これに伴い、委任についてを第18条に繰り下げております。

以上です。なお、施行予定日は令和3年10月1日とし、ご可決賜りましたら、9月市議会定例議会において、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと題し、四條畷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表に学校運営協議会委員の報酬を記載するための議案を提出する予定にしています。ご審議よろしく申し上げます。

植田教育長

では、本件につきまして質疑等お願いいたします。

佃委員

木村次長が説明された修正部分について確認します。まず、第6条の3行め、第2条に規定する趣旨を踏まえる他、校長を経由してとありますが、第2条に規定する趣旨を踏まえ、校長を経由しての方が良いと思います。

もう1点は庶務のところですが、審議会となっていますが協議会ではないでしょうか。

植田教育長

ありがとうございます。その他質疑等お願いいたします。

山本教育長職務代理者

協議会の役割が非常に明確になり、承認する事項についても、はっきりし、校務全体については協議するとなりましたので、協議会の性格がはっきりし

	<p>たと思います。</p> <p>2点ほど質問があるのですが、まず1点、第4条で校長の推薦によって5年以内の委員を選ぶとなっていますが、これについては、校長が推薦すれば教育委員会は問題なく全員の方を承認すると理解してよろしいのでしょうか。</p> <p>それから、6年を超えて在任することができないとなっていますが、一定期間をあければ、再任というか、任命することは可能になるのでしょうか。</p>
<p>木村教育部次長兼 学校教育課長</p>	<p>ご指摘の2点についてお答えします。まず1点の校長の推薦によりというところは、校長の推薦により教育委員会が適当と認めるものになりますので、推薦していただいた方を任命をさせていただくことになります。</p> <p>2点めの、6年を超えての在任することができないということについては、引き続いての6年ということですので、一定期間休止というか、任期でない期間があれば、再任を妨げないという認識でございます。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>その他質疑等ありましたらお願いいたします。</p>
<p>竹内委員</p>	<p>4条のところですけど、2以上の学校については12人以内となっていますが、田原中学校のように1中1小、あるいは四條畷中学校であれば1中2小で、ある程度イメージが浮かぶのですが、四條畷西中学校区は小学校が3校あります。そういった場合、保護者とか地域住民がそれぞれ1人ずつとなると、人数的に12人で収まるかというのが疑問に思います。そのへん、中学校区の場合、少し心配に思います。</p>
<p>木村教育部次長兼 学校教育課長</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。こちらの規定について、特に四條畷西中学校区がご心配ということですが、3小1中ということで、合計4校からなる協議会になります。その4校からは、各1人ずつ保護者と地域の方々が出てくるので合計8人と、3番、4番を合わせて10人を想定しております。</p> <p>12人というのは、少し余裕を持たせてでございます。なお、これ以上人数が多くなると逆に開催しにくいことも考えられますので、今回は12人で提案させていただきました。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>その他質疑等お願いいたします。</p>
<p>佃委員</p>	<p>学校運営協議会の規則に関して、今までの不明な部分がすごくわかりやすくなって、良くなったと思います。その中の第5章ですけれども、学校運営協議会自身が地域の皆様、保護者の皆様とともに、学校のビジョンを共有しながら、目標実現のために一緒に協働していきましょうという趣旨だからこそ、学校は説明責任を大変求められることになると思います。私も四條畷市</p>

	<p>の校長先生方の学校経営方針というか経営計画が、どのように示されているかについてホームページ等でいろいろ見せていただきましたが、第5条の1番にある学校経営計画における学校経営方針に合致するものが何なのかについて、少し戸惑う部分がありました。例えば、四條畷小学校の羽森校長先生は、学校経営計画として大変分かりやすく、数値目標まで入れたものを示しておられます。また、田原中学校では学校経営方針という言葉で4ページからなる詳しいもの、田原小学校では学校経営基本方針という7ページにわたるさらに詳しいものと、表記も内容も若干差異があるように感じました。</p> <p>今後、中学校区単位を見据えた学校経営方針、または中期目標が審議の中心となるということでしたら、その表記の仕方または内容等について、こういったものが分かりやすいのではないかとという雛形的なものが必要と思いますが、どのようにお考えでしょうか。</p>
<p>木村教育部次長兼 学校教育課長</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。四條畷小学校の学校経営計画につきましては、数値目標があるということで、今年度から、全校長先生方に雛形として示させていただいたところです。</p> <p>今後、協議会ができましたら、これをベースとして統一した計画をホームページ等でアップしていくことを考えております。既に各学校で作成していただいている状況です。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>その他質疑等ありましたらお願いいたします。</p>
<p>山本教育長職務代理者</p>	<p>規則というよりも要綱になるかと思いますが、会議の開催回数、あるいは時期が明らかになっていません。そのあたりは、常識的には各学期に1回、あるいは半年に1回と思いますが、そのあたりはどのように考えておられますか。</p>
<p>木村教育部次長兼 学校教育課長</p>	<p>これもまた今後の審議になるかと思いますが、少なくとも学期に1回は開催すべきと考えております。年に5回程度を想定していますが、今後、この運営協議会の中で決めていければいいと考えています。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>その他質疑等ありましたらお願いいたします。</p>
<p>山本教育長職務代理者</p>	<p>もう1点、令和3年10月1日から施行となっておりますが、実態として、全ての小中学校、あるいは中学校区で10月1日から実施ということになるのでしょうか。報酬等の問題もあるかと思っておりますので。</p>
<p>木村教育部次長兼 学校教育課長</p>	<p>今年度につきましては、まず先行実施として、四條畷中学校を想定しております。今年度の検証をもとに、来年度に田原中学校区及び四條畷西中学校</p>

植田教育長	<p>区に広げ、全校展開をしてみたいと考えております。</p> <p>その他質疑はございませんでしょうか。</p>
山本教育長職務代理者	<p>四條畷中学校区ですか、それとも四條畷中学校でしょうか。</p>
木村教育部次長兼学校教育課長	<p>申し訳ありません。四條畷中学校区です。</p>
植田教育長	<p>その他質疑はございませんでしょうか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>それではここでお諮りいたします。 議案第18号 四條畷市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について、原案に対し次の2点を修正し、可決することに異議がないかを問いたいと思います。 2点とは、1点が第6条の「踏まえる他」の「る他」を削除、2点が第17条の審議会を協議会に修正です。 この2点を反映のうえ、可決することに異議がないかお諮りしたいと思います。 この点について、異議ございませんでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
植田教育長	<p>異議がないようですので、議案第18号については、先の2点の修正を加え、可決することに決しました。</p> <p>それでは、その他案件に移ります。事務局からその他の案件ありましたらよろしくお願いたします。</p>
板谷教育総務課長	<p>続きまして、施設再編室の北田課長から四條畷市公共施設再編検討会の検討状況について、情報共有いただきます。</p>
北田施設再編室課長	<p>それでは、四條畷市公共施設再編検討会の検討状況について内容を説明します。 7月の教育委員会定例会におきまして、令和3年度第1回公共施設再編検討会の開催状況について、ご報告いたしました。</p>

本日は、令和3年7月29日（木）に第2回を開催しましたので、その内容をご報告いたします。

はじめに、配布資料の説明を行いますので、資料目次の裏面から2ページにかけて、ご覧ください。

今回、配布させていただく資料の頭には、コメ印を付記しており、本日の会議用の資料として、1から6までご用意しております。

目次裏面に記載の資料1、2は第1回の議事要旨と全文で、7月にご報告した内容と重複しますので、説明は割愛させていただき、後程、ご覧いただきたく存じます。

目次2ページをご覧ください。

第2回検討会の資料は、資料3から6までとなっています。

なお、資料6については、第1回の会議におきまして、山口委員からアクティブ・スクウェア・大東に係る施設の紹介がありましたので、当該施設に係る資料を収集し、資料提供してものでございます。

それでは、内容を報告いたしますので、資料5 グループワーク再編案の整理・分析（更新版）の8頁をご覧ください。

第1回の会議でいただいた意見等を施設ごとに整理し、黒枠の中に記載しており、8ページから12ページにかけては3つの班で一致する意見となり、13ページまで議論したところです。

14ページをご覧ください。

第2回の会議は、第1回に引き続いての議論となっています。

ここからは、2つの班で一致する内容となっています。

第2回の意見整理の資料は、次回の第3回検討会で配布する予定であり、現在、作成中のため、教育委員会に関連する施設を抜粋し、口頭でご説明いたします。

まず、②教育文化センター機能についてですが、楠正行の資料室を歴史民俗資料館に統合して利用率を上げていく提案や複合・集約化するか、費用対効果を見るのかは目的によって変わるので、基本的な方針に沿って検討してはどうかというご意見などがありました。

16ページをご覧ください。

⑧四條畷市シルバー人材センター機能と⑨福祉コミュニティーセンター機能ですが、今後の少子高齢化が進展した場合の地域コミュニティを踏まえると、多世代が交流できるようにすることで市の潜在化している課題を認識できるようになるのではとの意見や南中学校跡地に移転してはとの意見などがありました。

次に、17ページをご覧ください。

ここからは、全ての班で一致しない意見となっています。

④市民活動センターの体育館以外の機能ですが、社会福祉協議会は福祉の

<p>植田教育長</p>	<p>中心であるため、立派な施設に配置してほしいとのご意見がございました。 次に、18ページをご覧ください。 ⑤忍ヶ丘あおぞらこども園機能ですが、小学校の人数が減少することに伴う空き教室を活用してはどうかという意見や高齢者施設とのマッチングや新生児の情報を把握して将来的にニーズが高そうなところに配置してはとのご意見などがありました。 次に、20ページをご覧ください。 追加機能等として、教育文化センターにおける防災センター機能に関し、活断層や土砂災害警戒区域の状況を踏まえると、防災機能を兼ねた施設があれば有事の際に良いのではないかとのご意見がありました。 以上が第2回の主な議論の内容であり、グループワーク再編案に係る全体議論を一通り終えたところです。 今後の予定としましては、9月28日（火）に第3回検討会を開催する予定とし、意見の取りまとめに入っていく予定です。 以上、簡単ではございますが、四條畷市公共施設再編検討会の検討状況についての内容説明でございます。</p> <p>ありがとうございました。 それではただいまの件につきまして、確認質問等ありましたらお願いします。</p> <p>特によろしいでしょうか。</p> <p>（「なし」の声）</p> <p>それではその他の案件、事務局からお願いします。</p>
<p>安田生涯学習推進課長</p>	<p>市民総合体育館についてご報告いたします。6月の教育委員会定例会において、市民総合体育館を新型コロナウイルスワクチン集団接種会場として9月から使用する旨ご報告しましたが、59才以下のワクチン接種の予約状況が当初の想定を大きく下回る状況にあり、今後、年齢が下がるにつれて、さらにワクチン接種の予約の減少が見込まれるとの理由から、市民総合体育館を使用せず、保健センターで現状のまま引き続きワクチン接種を行うこととなりましたのでご報告いたします。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ありがとうございます。ただいまの件につきまして、確認、質問などありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。</p> <p>（「なし」の声）</p>

木村教育部次長兼
学校教育課長

事務局、その他案件ありましたらお願いいたします。

8月1日以降の新型コロナウイルス感染拡大防止に関する対応について、本日机上配布させていただいた別紙のとおり報告いたします。

小中学校の教育活動については、昨晚、大阪府教育庁から新たな通知があり、口頭で報告させていただきます。9月12日まで緊急事態宣言の延長が決定し、学校の学習活動は引き続き感染症対策を徹底し、継続しています。

修学旅行等、泊や府県間の移動を伴う行事については、原則延期する、また延期が困難な場合は、感染防止策を徹底したうえで次の3点を満たした場合にのみ実施します。。

1点が、旅行（移動）先の都道府県が大阪からの受け入れを拒否していない、2点が、事前に滞在先（宿泊）の保健所と調整を行い、児童生徒・教職員が陽性となった場合でも現地での受入体制が整っている、最後が、参加する児童生徒、引率する教職員に事前にPCR検査を実施しているの3点です。

部活動については、感染リスクの高い活動は原則実施しない、部活動前後での生徒どうしによる飲食を控える、更衣時に身体的距離を確保するよう指導する、発熱や風邪症状がある場合は活動への参加を見合わせるよう改めて指導を徹底する、府内外を問わず、合宿や他校との練習試合（合同練習を含む）は実施しないこととします。

最後に、学校行事（文化祭・体育祭）について、感染リスクの高い活動（飲食物の提供、騎馬戦等）は実施しないと、この旨を学校に通知したところです。

この間、学校の臨時休業はありませんでした。

また、学校施設については、8月1日（日）から小中学校及び旧東小学校の体育館の貸出しを20時までに制限しています。

次に、社会教育施設の屋内外の運営状況についても、8月1日（日）から20時までに制限しています。

なお、本日、市の災害対策本部会議が開催され、今後の方針が決定されると聞いております。以上です。

植田教育長

ありがとうございます。確認、質問等ありましたらお願いいたします。

（「なし」の声）

植田教育長

さらに事務局から案件があればお願いします。よろしいですか。

それでは、本日本日の案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年11月24日

四 條 畷 市 教 育 長

植田 篤司

四條畷市教育委員会教育長職務代理者

山本 博資